
鈴 鹿 市
ク リ ー ン セ ン タ ー
整 備 事 業
落 札 者 選 定 基 準

令和5年5月

鈴鹿市

鈴鹿市クリーンセンター整備事業
落札者選定基準
目 次

1	落札者選定の手順	1
(1)	落札者選定基準の位置づけ	1
(2)	鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定委員会の設置	1
(3)	鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定に係る 有識者意見招請会議の設置	1
(4)	選定の手順	2
2	参加資格審査	4
(1)	参加資格要件の項目	4
3	提案審査	4
(1)	入札書類の確認	4
(2)	定量化審査の配点	4
(3)	提案書の基礎審査	4
(4)	提案書の定量化審査	4
(5)	開札及び入札価格の確認	6
(6)	入札価格の定量化審査	6
(7)	総合評価値の算定方法	7
4	提案書の定量化審査において審査する点	8
5	提案書に関するヒアリング	12
6	審査結果等の公表	12

1 落札者選定の手順

(1) 落札者選定基準の位置づけ

鈴鹿市クリーンセンター整備事業（以下、「本件事業」という。）を実施する事業者は、汚泥再生処理センター（し尿処理施設）の設計・建設、運営及びダイオキシン類が発生する恐れがある施設の解体工事に係る専門的な知識やノウハウ（管理運営能力等）を有することが必要となるため、落札者の選定に当たっては、入札価格だけでなく、提案内容によって落札者を選定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「鈴鹿市クリーンセンター整備事業 落札者選定基準」（以下、「落札者選定基準」という。）は、鈴鹿市（以下、「本市」という。）が本件事業を実施する落札者の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者選定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された提案書等を客観的に評価する基準、方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

(2) 鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定委員会の設置

ア 本市は落札者の選定にあたり、透明性及び公平性を確保した審査を行うため、鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定委員会運営要領に基づき、「鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置している。

イ 入札参加者から提出された提案書は、選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、本件事業の落札者決定までの間に、本入札に関して入札参加者等が、選定委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出したりすること等により、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定に係る有識者意見招請会議の設置

ア 本市は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、落札者選定基準を定めるに当たり、外部有識者で構成する「鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定に係る有識者意見招請会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、外部有識者より意見を聴取している。

イ 当該落札者選定基準に基づいて落札者を選定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が有識者会議で述べられた場合、選定委員会は最優秀提案者の選定時に有識者会議の意見を聴かなければならないものとする。

なお、本件事業の落札者決定までの間に、本入札に関して入札参加者等が、有識者会議の有識者に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出したりすること等により、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(4) 選定の手順

本件事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、3頁の図に示す手順で実施する。

ア 参加資格審査

本市は、提出された参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

イ 提案審査

(ア) 提案書の基礎審査

本市は、提案書等に記載された内容が、落札者選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

(イ) 提案書の定量化審査

選定委員会は、提案書に記載された内容について、落札者選定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って評価する。

(ウ) 開札及び入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

(エ) 入札価格の定量化審査

選定委員会は、入札価格について、落札者選定基準に示す得点化方法に従って評価する。

(オ) 総合評価値の算定

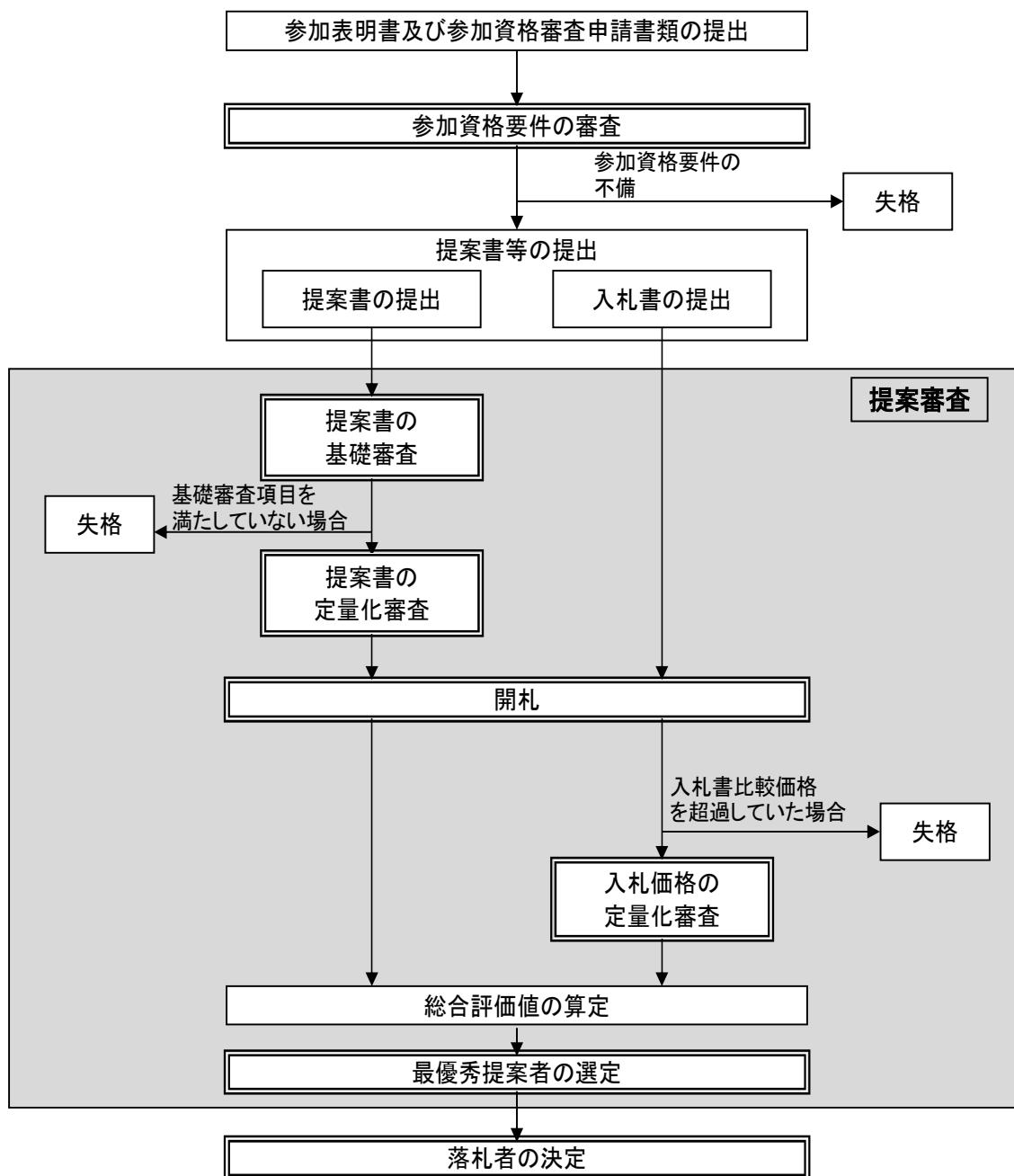
選定委員会は、提案書及び入札価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価値を算定する。

(カ) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

(キ) 落札者の選定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として選定する。ただし、選定委員会が2者以上の最優秀提案者を選定した場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより落札者を選定する。



※最優秀提案者を選定する委員会の事務は図中網掛け部分

図 1 - 1 落札者選定の手順

2 参加資格審査

(1) 参加資格要件の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、参加資格要件を満足しているかを確認する。参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書類受付最終日とする。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

参加資格要件の詳細については、入札説明書「第4 入札参加者に関する条件等」(p.13～17)を参照のこと。

3 提案審査

(1) 入札書類の確認

提出された提案書等がすべて揃っていることを確認する。

(2) 定量化審査の配点

技術提案書及び入札価格は、次の配点により定量化を行う。

項 目	配 点
技術提案書	60
入札価格	40

(3) 提案書の基礎審査

ア 提案書の基礎審査

提案書に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。

(ア) 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準をすべて満たしていること。

(イ) 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

(ウ) 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

(4) 提案書の定量化審査

提出された提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

ア 提案書における審査項目及び配点

提案書の定量化審査による得点が技術点の値となるため、定量化審査の配点、審査基準及び得点化方法については、本市が本件事業に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、本市が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次の表のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「4 提案書の定量化審査において審査する点 提案書の定量化審査において審査する点」を参照のこと。

表 3-1 審査項目及び配点

審査項目			No.	配点
大項目	中項目	小項目		
1 事業計画に関する事項				10点
	(1)事業実施の基本方針			2点
	① 基本方針	1		2点
	(2)環境への配慮			4点
	① 環境負荷低減対策	2		2点
	② 環境教育	3		2点
	(3)災害対策			4点
	① 地震・台風等の災害対策	4		2点
	② 災害後の復旧計画	5		2点
2 設計・建設工事に関する事項				24点
	(1)施設全体計画			8点
	① 施設配置計画, 屋外(車両)動線計画	6		3点
	② 機器配置計画, 屋内(作業)動線計画	7		2点
	③ 意匠計画(機能性と景観の調和)	8		3点
	(2)施設建設工事			4点
	① 工事工程及び工事実施体制	9		2点
	② 工事期間中の安全対策及び周辺対策	10		2点
	(3)施設性能に関する考え方			7点
	① 処理の安定性	11		2点
	② 臭気対策	12		2点
	③ 搬入物の質や量の変動に対する対応力	13		3点
	(4)地域経済への貢献			5点
	① 地元企業等との協力・連携	14		3点
	② 地域経済の活性化	15		2点
3 運営・維持管理に関する事項				15点
	(1)運営・維持管理体制			5点
	① 運営・維持管理体制	16		5点
	(2)長寿命化対策			4点
	① 設備・機器の長寿命化対策	17		4点
	(3)維持管理と作業安全性の確保			3点
	① 施設の維持管理性と作業安全性の確保	18		3点
	(4)地域経済への貢献			3点
	① 地域経済の活性化・連携	19		3点
4 解体工事に関する事項				9点
	(1)既存施設解体工事			6点
	① 工事工程及び工事実施体制	20		3点
	② 工事期間中の安全対策及び周辺対策	21		3点
	(2)環境負荷の低減			1点
	① 廃棄物の適正処理	22		1点
	(3)地域経済への貢献			2点
	① 地域経済の活性化・連携	23		2点
5 自由提案				2点
	(1)大項目1~4以外の自由提案	24		2点
6 入札価格に関する事項				40点
	(1)入札価格	25		40点

イ 提案書の定量化審査に関する得点化方法

(ア) 提案を求めている審査項目においては、次の5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表3-2 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	かなり優れている	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	やや優れている	配点×0.25
E	優れているとは認められない／要求水準を満たす程度	配点×0.00

(イ) 各審査項目の評価点については、選定委員会の各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

(ウ) (イ)の結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

(5) 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。入札価格が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

なお、入札価格の確認のための開札は、提案書の定量化審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札価格が入札書比較価格を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うこととする。

(6) 入札価格の定量化審査

ア 入札価格に関する得点化方法

入札価格の定量化審査においては、入札価格（様式集、様式第12号に記載する金額をいう。）について、次の算定式①により、入札価格の得点を付与する。また、得点は、小数第3位を四捨五入した値とし、税抜価格にて評価する。

算定式①【入札価格の定量化審査の得点算定式】

【最低入札価格 > 定量化限度額の場合】

$$\left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の定量化審査の得点} \end{array} \right] = 40 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)$$

【最低入札価格 ≤ 定量化限度額の場合】

$$\left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の定量化審査の得点} \end{array} \right] = 40 \text{点} \times \left(\frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格}} \right)$$

※入札価格が定量化限度額以下の入札参加者の得点=40点満点

(7) 総合評価値の算定方法

「(4) 提案書の定量化審査」, 「(6) 入札価格の定量化審査」により算出した各入札参加者の得点から, 次の算定式②により, 各入札参加者の総合評価値を算出する。

算定式②【総合評価値の算定式】

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{提案書の定量化審査の得点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の定量化審査の得点} \end{array} \right)$$

4 提案書の定量化審査において審査する点

選定委員会は、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、審査の視点に対して、各入札参加者の同種施設における過去の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案を高く評価する。

表4-1 提案書の定量化審査において審査する点（1/4）

審査項目			No.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目			
1 事業計画に関する事項					10点
	(1) 事業実施の基本方針				2点
	① 基本方針		1	○ 鈴鹿市が目指す施設の整備・運営や地域の発展に関する基本方針に合致する優れた事業方針が示されているか。	2点
	(2) 環境への配慮				4点
	① 環境負荷低減対策		2	○ 「鈴鹿市クリーンセンター整備に係る生活環境影響調査書」の内容を遵守する提案となっているか。 ○ 周辺環境に十分に配慮した実効性の高い環境負荷低減対策が示されているか。 ○ 再生可能エネルギー設備の設置等、脱炭素社会の形成に貢献する施設となっているか。	2点
	② 環境教育		3	○ 施設見学への協力内容について、具体的な内容が提案されているか。	2点
	(3) 災害対策				4点
	① 地震・台風等の災害対策		4	○ 震災、水害等の災害への防災について計画性のある災害対策が示されているか。	2点
	② 災害後の復旧計画		5	○ 災害発生時における、早期復旧等について、計画性のある対策が示されているか。 ○ 緊急時、現場からの支援要請に対するバックアップ体制が示されているか。	2点

表 4-2 提案書の定量化審査において審査する点 (2/4)

審査項目			No.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目			
2 設計・建設工事に関する事項					24点
(1) 施設全体計画					8点
	①	施設配置計画, 屋外(車両)動線計画	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地の形状を踏まえた敷地の有効利用を考慮した施設配置計画が示されているか。 ○ 安全な搬入・搬出等が可能となるような車両動線計画が示されているか。 	3点
	②	機器配置計画, 屋内(作業)動線計画	7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的で安全な維持管理・運営が可能となる機器配置計画が示されているか。 ○ 効率的で安全な維持管理・運営が可能となる機能的かつ安全な作業者等の動線計画が示されているか。 	2点
	③	意匠計画(機能性と景観の調和)	8	○ 施設の機能性を満たし, 周辺環境に配慮した美観的な施設提案がなされているか。	3点
(2) 施設建設工事					4点
	①	工事工程及び工事実施体制	9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工期遵守のための実効性のある工事工程が示されているか。 ○ 工期遵守のための十分な工事実施体制が示されているか。 	2点
	②	工事期間中の安全対策及び周辺対策	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事期間中の安全確保や防災対策について, 具体的な計画が示されているか。 ○ 工事期間中, 稼働中の既存施設を含む周辺環境への対策について, 具体的な計画が示されているか。 	2点
(3) 施設性能に関する考え方					7点
	①	処理の安定性	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放流水の水質の良好かつ安定的な維持及び放流水質・水量の低減等に係る方策が示されているか。 ○ 資源化物(助燃剤)の貯留, 搬出方法, 品質確保に対する具体的な方策が示されているか。 	2点
	②	臭気対策	12	○ 臭気の成分及び濃度の変動に対応した安定処理かつ発生源別の個別臭気対策について, 具体的な方策が示されているか。	2点
	③	搬入物の質や量の変動に対する対応力	13	○ 搬入物の質や量の変動に対して, 安定的な処理をするための具体的な方策が示されているか。	3点
(4) 地域経済への貢献					5点
	①	地元企業等との協力・連携	14	○ 構成員・協力企業を含む地元企業等との協力・連携について, 優れた提案がなされているか。	3点
	②	地域経済の活性化	15	○ 本件事業を通じて, 鈴鹿市内からの物品調達等, 地域経済の活性化について, 優れた提案がなされているか。	2点

表 4-3 提案書の定量化審査において審査する点 (3/4)

審査項目			No.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目			
3 運営・維持管理に関する事項					15点
	(1) 運営・維持管理体制				5点
	① 運営・維持管理体制	16	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業期間を通じて、確実な運営・維持管理業務が履行できる管理体制が示されているか。 ○ 安定かつ安全な業務のための運営・維持管理計画が示されているか。 ○ 施設の異常発生時における原因の早期発見、早期復旧、被害拡大防止対策が示されているか。 	5点	
	(2) 長寿命化対策				4点
	① 設備・機器の長寿命化対策	17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備・機器類の長寿命化対策について、具体的かつ実効性のある提案が示されているか。 ○ 予防保全を主体とし、施設の機能性・信頼性を常時維持するための点検・補修計画が示されているか。 	4点	
	(3) 維持管理と作業安全性の確保				3点
	① 施設の維持管理性と作業安全性の確保	18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理を効率的で容易にする工夫や安全に対する配慮が提案されているか。 	3点	
	(4) 地域経済への貢献				3点
	① 地域経済の活性化・連携	19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件事業を通じて、鈴鹿市内からの物品調達等、地域経済の活性化について、優れた提案がなされているか。 	3点	

表 4-4 提案書の定量化審査において審査する点 (4/4)

審査項目			No.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目			
4 解体工事に関する事項					9点
(1) 既存施設解体工事					6点
	①	工事工程及び工事実施体制	20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工期遵守のための実効性のある工事工程が示されているか。 ○ 工期遵守のための十分な工事実施体制が示されているか。 ○ 既存施設跡地の有効利用を考慮した計画が示されているか。 	3点
	②	工事期間中の安全対策及び周辺対策	21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事期間中の安全確保や防災対策について、具体的な計画が示されているか。 ○ 工事期間中の周辺環境対策について、具体的な計画が示されているか。 	3点
(2) 環境負荷の低減					1点
	①	廃棄物の適正処理	22	<ul style="list-style-type: none"> ○ ダイオキシン類の対策等に関して、具体的な計画が示されているか。 	1点
(3) 地域経済への貢献					2点
	①	地域経済の活性化・連携	23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件事業を通じて、鈴鹿市内からの物品調達等、地域経済の活性化について、優れた提案がなされているか。 	2点
5 自由提案					2点
	(1)	大項目1~4以外の自由提案	24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大項目1~4の項目以外で、事業者が独自に提案する内容として、計画性、実現性、妥当性のある提案がされているか。 	2点

5 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

6 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。